

川口市まちづくり協議会の助成に関する要綱

(趣 旨)

- 第1条 この要綱は、住環境の整備及び改善又は景観の改善に対する市民参加を促進することにより、市民のまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりに取り組んでいる地域住民等により組織化されたまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）等に対して、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めることによる。

(定 義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 川口市都市計画基本方針
都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により定められた川口市の都市計画に関する基本的な方針をいう。
- (2) 川口市景観形成基本計画
第三次川口市総合計画第4章第1節において本市の都市景観形成の基本的指針として定める川口市景観形成基本計画をいう。
- (3) 市街化区域内農地等
都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域内の宅地化される農地、未利用用地その他これらに類するもの。
- (4) 既成市街地の区域
都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条に規定する都市計画基準に基づく既成市街地の区域をいう。
- (5) 土地所有者等
市街化区域内農地等及び既成市街地の区域の土地について、所有権、借地権又は使用収益権を有する者をいう。

(補助金交付対象)

- 第3条 市長は、市民又は土地所有者が設置したまちづくり協議会等で次の各号のいずれかの要件を備えているものに対し、補助金を交付することができる。ただし、他のまちづくりに対する同様の補助金の交付を受けているまちづくり協議会等又は申請日より起算し過去10年以内に当該補助金を受けたまちづくり協議会等を除く。
- (1) 「川口市都市計画基本方針」に定められた、地域別まちづくり方針又は「川口市景観形成基本計画」に定められた、地域における景観形成の方針の具体化を図るため、町会区域を基本単位とし、広く住民の参加を得て設置されていること。
- (2) 市街化区域内農地等においては、緑豊かな環境に調和した良好な住宅市街地の形成又は良好な市街地景観の形成の実現を図るため、一個人等の所有面積が地区面積の3分の2を超えないおおむね1ヘクタール以上の市街化区域内農地等

を含む区域の土地所有者等の多数の支持を受け設置されていること。

- (3) 既成市街地の区域においては、防火性の向上及び土地の有効利用等により、安全快適な住宅市街地の形成又は良好な市街地景観の形成の実現を図るため、一人等の所有面積が地区面積の3分の2を超えないおおむね0.1ヘクタール以上の区域の土地所有者等の多数の支持を受け設置されていること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる活動に要する経費とする。

- (1) 住環境の整備及び改善又は景観の改善に係る地域のまちづくり計画の策定費
- (2) 住環境の整備及び改善又は景観の改善に係る検討のために行う勉強会、見学会、委託その他の活動経費
- (3) 宅地開発及び住宅建設の事業手法又は景観形成手法に係る調査又は研究に関する講習会、見学会その他の活動経費
- (4) まちづくり協議会活動に伴う資料及び成果品作成に係る印刷及び製本費
- (5) 住環境の整備及び改善又は景観の改善に係るまちづくり協議会活動の目的を達成するために市長が必要であると認めた活動費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち一年度35万円を限度として、市長が定めた額について、三年度を超えない範囲で助成するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするまちづくり協議会等は、様式第1号の申請書に、次に掲げる書類を添えて毎年度12月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象区域図
- (2) 協議会等規約
- (3) 土地所有者等及び協議会等会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、様式第2号のまちづくり協議会等補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査及び調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたとときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 7年 2月 1日から実施する。

この要綱は、平成15年 9月 1日から実施する。

この要綱は、平成21年 8月 1日から実施する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から実施する。